

# 熊本県農業再生協議会

## 令和5年度第1回通常総会次第

日時：令和5年4月28日（金）15:30～  
場所：JA熊本中央会10階会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人選任
- 5 議事
  - (1) 議案
    - 第1号議案 令和4年度事業実績及び収支決算について
    - 【監査報告】
    - 第2号議案 令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
    - 第3号議案 協議会規約等の一部改正（案）について
  - (2) 報告事項
    - 報告事項1 令和4年度下半期内部監査報告
    - 報告事項2 令和5年度産地交付金の活用方針について
  - (3) その他
- 6 閉会

熊本県農業再生協議会 令和5年度第1回通常総会 出席者名簿

R5.4.28

団体名	役職名	氏名	備考
熊本県農業協同組合中央会	代表理事会長	宮本 隆幸	会長
熊本県農林水産部生産経営局	局長	中島 豪	副会長
熊本県経済農業協同組合連合会	代表理事会長	丁 道夫	副会長
一般社団法人熊本県農業会議	会長	岩村 久雄	
熊本県主食集荷協同組合	理事長	赤星 和彦	
熊本県市長会	事務局長	古閑 茂雄	代理
熊本県町村会	会長	荒木 泰臣	(書面議決)
熊本県農業共済組合	組合長理事	池田 裕之	

【事務局関係者等】

所属	役職名	氏名	備考
熊本県農林水産部 生産経営局農産園芸課	審議員	曾我 一生	
	課長補佐(水田総合推進)	本田 清裕	
	参事	澤村 知春	
農業技術課	主幹	作本 信次	
	部長	中野 敬悟	
JA熊本経済連農産部 農産指導課	課長	赤池 慎一	
	課長補佐	上野 太三	
JA熊本中央会・連合会 農政・営農支援センター	所長	藤川 修朗	
	農政担当部長	中村 隆宏	
	課長	高木 誠一	
	統括	下舞 睦哉	
	調査役	中村 俊輔	

出席者総数20名

## 令和4年度事業報告書

## 1 基本方針

平成30年の米政策見直しから、本県では主食用米を県全体の需要見込量の範囲内で生産し、各地域で自ら描く作付ビジョンの実現を図り、需要に応じた生産に取り組んできた。

一方、全国的には米消費量の減少が加速化する中、更にコロナ禍による需要減少の影響もあって、民間在庫量が大きく増加し米価が下落しており、本県でも安価な県外産米の流入等の影響もあり、在庫の増加や米価の下落等の影響が出ている。

このため、県協議会では、新型コロナウイルス感染症等による需要減の影響を考慮し「令和4年産主食用米の需要に応じた生産・販売について」に基づき、需給状況の改善に向けて取り組んだ。

また、水田フル活用の推進に向け麦、大豆、飼料用米等の生産拡大、実需者ニーズに応じた低コスト・高収益な産地体制への転換、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、更には、燃油価格や肥料価格の高騰による経営への影響緩和、肥料コスト低減への転換等に向けた取組みを展開することで、本県農業の振興を図った。

## 2 事業実績

## (1) 経営所得安定対策等推進事業等

## 〈事業の内容〉

「経営所得安定対策等」の円滑な推進や生産性の高い水田農業の確立を図るため、各地域協議会（市町村、JA等）の職員を対象とした説明会の開催や適正な経理・事務処理の執行についての現地確認を行った。

また、水田フル活用の推進による不作付地の解消やセーフティネットである収入減少影響緩和対策や収入保険の加入を推進した。

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		
		国	県	農業団体
協議会の開催・運営費	(4,180,000)	(1,620,000)	(1,480,000)	(1,080,000)
	4,496,631	836,613	1,958,456	1,701,562
推進研修会等開催費	(3,130,000)	(2,250,000)	(540,000)	(340,000)
	2,593,040	2,577,370	15,670	0
地域協議会指導費	(3,100,000)	(2,246,000)	(127,000)	(727,000)
	2,877,366	2,702,017	172,874	2,475
合計	(10,410,000)	(6,116,000)	(2,147,000)	(2,147,000)
	9,967,037	6,116,000	2,147,000	1,704,037

注) 上段( )は計画、下段は実績。以下同じ。

(2) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業

〈事業の内容〉

燃油価格の高騰による施設園芸農家の経営の悪化を緩和し、燃油価格の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、セーフティネット資金を造成し、燃油価格高騰時における補填金を交付した。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	農業者	
セーフティネット 構築事業	(1,592,850,000) 1,239,296,498	(796,425,000) 619,648,249	(796,425,000) 619,648,249	R3.12~R4.6月、 R4.10~12月分 (一部)交付金
推進事業	(3,000,000) 1,283,155	(3,000,000) 1,283,155		事務費、賃金等
合計	(1,595,850,000) 1,240,579,653	(799,425,000) 620,931,404	(796,425,000) 619,648,249	

○ セーフティネット構築事業の積立金の実績

ア	令和4年4月1日の残高	1,192,850,021 円
イ	年間積立金納付額	2,554,664,898 円
ウ	年間収入額	3,747,514,919 円 (ウ=ア+イ)
エ	補てん金交付額	1,239,296,498 円
オ	年間積立金返還額	277,562,473 円
カ	年間支出額	1,516,858,971 円 (カ=エ+オ)
キ	令和5年3月31日の残高	2,230,655,948 円 (キ=ウ-カ)

○ 推進事業の実績

ア	令和4年4月1日の残高	1,988,085 円
イ	令和4年7月1日の残高	1,378,806 円
ウ	事業年度当初(7月)の補助金請求額	1,021,194 円※
エ	年間収入額	3,009,279 円 (エ=ア+ウ)
オ	推進事業費(=年間支出額)	1,283,155 円

※ ウ 事業年度当初(7月)の補助金請求額の求め方

事業年度当初に請求可能な補助金額は予算額(3,000,000円)の8割まで。

ただし、既受領額(=イ)は差し引かれる。

$$3,000,000 \text{ 円} \times 0.8 - 1,378,806 \text{ 円 (イ)} = \underline{1,021,194 \text{ 円 (ウ)}}$$

(3) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業

〈事業の内容〉

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者として、実施要綱に基づいた適切な管理を行った。

○ 積立金の管理

ア 令和4年4月1日の残高 419,484,846円

イ 年間収入額 251,663,178円

ウ 年間支出額 332,206,616円

(積立金の返還及び補てん金の支払)

エ 令和5年3月31日の残高 338,941,408円 (エ=ア+イ-ウ)

○ 令和5年度収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業

委託費 408,375円

(4) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

〈事業の内容〉

承認された地域農業再生協議会の水田リノベーション産地・実需協働プランに基づき、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等に取り組む農業者に対して取組面積に応じた定額助成を行った。

○対象協議会 (対象作物) 低コスト生産等の取組への助成経費

荒尾市地域農業再生協議会 (新市場開拓用米) 1,976,000円

玉名市地域農業再生協議会 (新市場開拓用米) 1,684,000円

和水地域農業再生協議会 (新市場開拓用米) 460,000円

長洲町農業再生協議会 (新市場開拓用米) 1,160,000円

阿蘇市地域農業再生協議会 (大豆) 32,516,000円

八代市農業再生協議会 (加工用米) 126,390,000円

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
実需者ニーズ対応 低コスト生産等支 援事業	(179,636,000)	(179,636,000)	(0)	【単価】 新市場開拓用米及び大豆 40,000円/10a 加工用米 30,000円/10a
	164,186,000	164,186,000	0	
推進事業	(989,000)	(989,000)	(0)	事務費
	989,000	989,000	0	
合計	(180,625,000)	(180,625,000)	(0)	
	165,175,000	165,175,000	0	

(5) 肥料価格高騰対策事業

① 肥料コスト低減体系緊急転換事業

〈事業の内容〉

原材料の多くを海外に依存し、国際市況の影響を受け価格が変動する肥料について、国際価格の影響を受けにくい生産体制づくりの確立に向け、慣行の施肥体系から肥料コスト低減体系への転換を進める取組を支援した。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
土壌診断に係る支援	(3,750,000)	(3,750,000)	0	定額補助
	1,194,000	1,194,000		
技術導入に係る支援	(625,000)	(625,000)	0	1/2 補助
	108,000	108,000		
合計	(4,375,000)	(4,375,000)	0	
	1,302,000	1,302,000		

② 肥料価格高騰対策事業

〈事業の内容〉

肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割削減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を図った。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
肥料価格高騰対策事業(国)	(3,919,892,000)	(3,919,892,000)	0	定額補助
	496,907,300	496,907,300		
肥料価格高騰対策推進事業(国)	(28,976,000)	(28,976,000)	0	事務費
	18,240,241	18,240,241		
肥料価格高騰緊急支援事業(県)	(839,977,000)	0	(839,977,000)	定額補助
	106,006,370		106,006,370	
合計	(4,788,845,000)	(3,948,868,000)	(839,977,000)	
	621,153,911	515,147,541	106,006,370	

(6) 産地パワーアップ事業

〈事業の内容〉

産地パワーアップ計画を策定する地域協議会に対して、円滑な事業活用が実施されるよう助言・指導を行った。

(7) 令和4年産以降の需要に応じた生産・販売の推進

〈事業の内容〉

県協議会で定めた「令和4年産主食用米の需要に応じた生産・販売について」を踏まえ、需要に応じた生産が継続的に行えるよう、地域協議会等の関係機関と連携し、一体となって取り組んだ。

【実績】

- |     |  |
|-----|--|
| 6月  | 地域農業再生協議会等担当者説明会開催                               |
| 10月 | 地域協議会巡回（主食用米等の需要に応じた生産推進、経理指導等）                  |
| 11月 | 県需要見込量、県全体の作付目安算定方法検討<br>水田活用の直接支払等に係る説明会開催（Web） |
| 12月 | 作付目安の提示  |
| 1月  | 地域協議会へのリーフレット（令和5年度経営所得安定対策と米政策）の配布              |
| 2月  | 地域農業再生協議会等担当者説明会開催（Web）                          |

# 令和4年度収支決算書

## (1) 収入の部

(単位：円)

事業区分 及び科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	10,410,000	9,967,037	△ 442,963	
経営所得安定対策等推進事業補助金	6,116,000	6,116,000	0	
水田産地化総合推進事業補助金	2,147,000	2,147,000	0	
農業団体	2,147,000	1,704,037	△ 442,963	
施設園芸等燃油価格高騰対策事業	1,595,850,000	3,750,524,198	2,154,674,198	
セーフティネット構築事業	1,592,850,000	3,747,514,919	2,154,664,919	前年度繰入 1,192,850,021円 資金造成額 2,554,664,898円
推進事業	3,000,000	3,009,279	9,279	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業	670,983,000	671,556,399	573,399	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金	670,485,000	671,148,024	663,024	前年度繰入 419,484,846円 積立金納付額 251,663,178円
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	498,000	408,375	△ 89,625	
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業	180,625,000	165,175,000	△ 15,450,000	
実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業	179,636,000	164,186,000	△ 15,450,000	
推進事業	989,000	989,000	0	
肥料価格高騰対策事業 肥料コスト低減体系緊急転換事業	4,375,000	1,302,000	△ 3,073,000	
土壌診断に係る支援	3,750,000	1,194,000	△ 2,556,000	
技術導入に係る支援	625,000	108,000	△ 517,000	
肥料価格高騰対策事業 肥料価格高騰対策事業	4,788,845,000	621,153,911	△ 4,167,691,089	
肥料価格高騰対策事業	3,919,892,000	496,907,300	△ 3,422,984,700	
肥料価格高騰対策推進事業	28,976,000	18,240,241	△ 10,735,759	
肥料価格高騰緊急支援事業(県)	839,977,000	106,006,370	△ 733,970,630	
合計	7,251,088,000	5,219,678,545	△ 2,031,409,455	



## (2) 支出の部

(単位：円)

事業区分 及び科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	10,410,000	9,967,037	△ 442,963	
協議会の開催・運営費	4,180,000	4,496,631	316,631	
推進研修会等開催費	3,130,000	2,593,040	△ 536,960	
地域協議会指導費	3,100,000	2,877,366	△ 222,634	
施設園芸等燃油価格高騰対策事業	1,595,850,000	1,518,142,126	△ 77,707,874	
セーフティネット構築事業	1,592,850,000	1,516,858,971	△ 75,991,029	補てん金交付額 1,239,296,498円 積立金返還 277,562,473円
推進事業	3,000,000	1,283,155	△ 1,716,845	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業	670,983,000	332,614,991	△ 338,368,009	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金	670,485,000	332,206,616	△ 338,278,384	積立金返還及び補てん金の支払 332,206,616円
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	498,000	408,375	△ 89,625	
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業	180,625,000	165,175,000	△ 15,450,000	
実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業	179,636,000	164,186,000	△ 15,450,000	
推進事業	989,000	989,000	0	
肥料価格高騰対策事業 肥料コスト低減体系緊急転換事業	4,375,000	1,302,000	△ 3,073,000	
土壌診断に係る支援	3,750,000	1,194,000	△ 2,556,000	
技術導入に係る支援	625,000	108,000	△ 517,000	
肥料価格高騰対策事業 肥料価格高騰対策事業	4,788,845,000	621,153,911	△ 4,167,691,089	
肥料価格高騰対策事業	3,919,892,000	496,907,300	△ 3,422,984,700	
肥料価格高騰対策推進事業	28,976,000	18,240,241	△ 10,735,759	
肥料価格高騰緊急支援事業(県)	839,977,000	106,006,370	△ 733,970,630	
合計	7,251,088,000	2,648,355,065	△ 4,602,732,935	

## ※次年度繰越額の明細

(単位：円)

事業区分	決算収入額①	決算支出額②	①-②	備考
施設園芸等燃油価格高騰対策事業	3,750,524,198	1,518,142,126	2,232,382,072	
セーフティネット構築事業	3,747,514,919	1,516,858,971	2,230,655,948	
推進事業	3,009,279	1,283,155	1,726,124	
収入減少影響緩和交付金積立管理事業 (収入減少影響緩和交付金)	671,148,024	332,206,616	338,941,408	
合計			2,571,323,480	次年度繰越

# 監査報告書

熊本県農業再生協議会  
会長 宮本 隆幸 様

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の熊本県農業再生協議会の業務執行及び会計の状況を監査いたしました。

その結果につき、下記のとおり報告します。

## 記

### 1 監査方法の概要

監事は、事業実績書、収支決算書、帳簿、通帳及び証拠書類など関係する書類等を監査いたしました。

### 2 監査の結果

- (1) 会計帳簿の記入、通帳、証拠書類の整理保管、現金の出納は確実に処理されており、その計数が正確で、収支ともに適正に処理されていたことを認めます。
- (2) 事業実績書は、法令及び規約に従い、当協議会の事業実績を正しく示していることを認めます。

以上

令和5年4月13日

監 事 熊本県農業会議  
会 長 岩村 久雄



監 事 熊本県主食集荷協同組合  
理事長 赤星 和彦



## 令和5年度事業計画書（案）

## 1 基本方針

平成30年の米政策見直し後、本県では主食用米を県全体の需要見込量の範囲内で生産し、各地域で自ら描く水田ビジョンの実現を図り、需要に応じた生産に取り組み水田の収益力強化を着実に進めてきた。

一方、全国的には米消費量が減少する中、新型コロナウイルス感染症に端を発する持ち越し在庫の発生により米価が低迷している状況にある。

このため、県協議会では、全国の米消費の動向や県内の持ち越し在庫の状況等を踏まえ、「令和5年産主食用米の需要に応じた生産・販売について」に基づき、引き続き需給状況の改善に向けて取り組んでいく。

また、食料安全保障の観点から食料自給率・自給力の向上が望まれる中、水田フル活用の推進に向け麦、大豆、飼料用米等の生産拡大を進めるとともに、実需者ニーズに応じた低コスト・高収益な産地体制への転換、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、更には、燃料価格や肥料価格の高騰による経営への影響緩和、国内肥料資源利用拡大等に向けた取組を展開することで、本県農業の振興を図ることとする。

## 2 事業計画

## (1) 経営所得安定対策等推進事業等

## 〈事業の内容〉

「経営所得安定対策等」の円滑な推進や生産性の高い水田農業の確立を図るため、各地域協議会（市町村、JA等）の職員を対象とした説明会の開催や適正な経理・事務処理の執行についての現地確認を行う。

また、水田フル活用の推進による不作付地の解消やセーフティネットである収入減少影響緩和対策や収入保険の加入を推進する。

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		
		国	県	農業団体
協議会の開催・運営費	4,954,000	1,620,000	1,799,000	1,535,000
推進研修会等開催費	3,006,000	2,551,000	115,000	340,000
地域協議会指導費	2,679,000	2,246,000	197,000	236,000
合計	10,639,000	6,417,000	2,111,000	2,111,000

(2) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業

〈事業の内容〉

燃料価格の高騰による施設園芸農家の経営の悪化を緩和し、燃料価格の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、セーフティネット資金を造成し、燃料価格高騰時における補填金を交付する。

○ セーフティネット構築事業

資金造成額

- ・前年度繰入額 2,230,655,948 円
- ・資金造成見込額 400,000,000 円(国 200,000,000 円＋農業者 200,000,000 円)
- ・合計 2,630,655,948 円

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	農業者	
セーフティネット構築事業	2,630,655,948	1,315,327,974	1,315,327,974	
推進事業	3,000,000	3,000,000		事務費、賃金
合計	2,633,655,948	1,318,327,974	1,315,327,974	

(3) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業

〈事業の内容〉

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者として、実施要綱に基づいた適切な管理を行う。

○ 積立金の管理

- ・前年度繰入額 338,941,408 円
- ・年間積立金納付見込額 252,000,000 円(過去3カ年における最大値)

○ 令和5年度収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業

委託費 442,000 円

(4) 肥料価格高騰対策事業

〈事業の内容〉

肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割削減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
肥料価格高騰対策事業(国)	1,782,840,000	1,782,840,000	0	定額補助
肥料価格高騰対策推進事業(国)	32,166,000	32,166,000	0	事務費
肥料価格高騰緊急支援事業(県)	392,589,000	0	392,589,000	定額補助
合計	2,207,595,000	1,815,006,000	392,589,000	

## (5) 国内肥料資源利用拡大対策事業

## 〈事業の内容〉

海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料への転換を進める取組等を支援する。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
国内肥料資源活用総合推進支援	10,000,000	10,000,000	0	1/2 補助 および定額
国内肥料資源活用推進事業	1,000,000	1,000,000	0	事務費
合計	11,000,000	11,000,000		

## (6) 畑作物産地形成促進事業

## 〈事業の内容〉

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこしの低コスト生産の取組を推進する。

## (7) コメ新市場開拓等促進事業

## 〈事業の内容〉

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産の取組を推進する。

(8) 産地生産基盤パワーアップ事業

〈事業の内容〉

産地パワーアップ計画を策定する地域協議会に対して、円滑な事業活用が実施されるよう助言・指導を行うとともに、県、市町村、及び農業者団体等の関係機関と一体となって、産地における農産物の収益力向上及び生産基盤強化に向けた取組を推進する。

(9) 令和5年産以降の需要に応じた生産・販売の推進

〈事業の内容〉

県協議会で定めた「令和5年産主食用米の需要に応じた生産・販売について」を踏まえ、需要に応じた生産が継続的に行えるよう、地域協議会等の関係機関と連携し、一体となって取組む。



## 令和5年度収支予算書(案)

(1) 収入の部

(単位:円)

事業区分 及び科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A) - (B)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	10,639,000	10,410,000	229,000	
経営所得安定対策等推進事業補助金	6,417,000	6,116,000	301,000	
水田産地化総合推進事業補助金	2,111,000	2,147,000	△ 36,000	
農業団体	2,111,000	2,147,000	△ 36,000	
施設園芸等燃料価格高騰対策事業	2,633,656,000	1,595,850,000	1,037,806,000	
セーフティネット構築事業	2,630,656,000	1,592,850,000	1,037,806,000	前年度繰入 2,230,655,948円 資金造成額 400,000,000円
推進事業	3,000,000	3,000,000	0	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業	591,384,000	670,983,000	△ 79,599,000	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金	590,942,000	670,485,000	△ 79,543,000	前年度繰入 338,941,408円 積立金納付見込 252,000,000円
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	442,000	498,000	△ 56,000	
肥料価格高騰対策事業	2,207,595,000	4,788,845,000	△ 2,581,250,000	
肥料価格高騰対策事業	1,782,840,000	3,919,892,000	△ 2,137,052,000	
肥料価格高騰対策推進事業	32,166,000	28,976,000	3,190,000	
肥料価格高騰緊急支援事業(県)	392,589,000	839,977,000	△ 447,388,000	
国内肥料資源利用拡大対策事業	11,000,000	0	11,000,000	
国内肥料資源活用総合推進支援	10,000,000	0	10,000,000	
国内肥料資源活用推進事業	1,000,000	0	1,000,000	
合計	5,454,274,000	7,066,088,000	△ 1,611,814,000	



## (2) 支出の部

(単位：円)

事業区分 及び科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A)－(B)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	10,639,000	10,410,000	229,000	
協議会の開催・運営費	4,954,000	4,180,000	774,000	
推進研修会等開催費	3,006,000	3,130,000	△ 124,000	
地域協議会指導費	2,679,000	3,100,000	△ 421,000	
施設園芸等燃料価格高騰対策事業	2,633,656,000	1,595,850,000	1,037,806,000	
セーフティネット構築事業	2,630,656,000	1,592,850,000	1,037,806,000	
推進事業	3,000,000	3,000,000	0	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業	591,384,000	670,983,000	△ 79,599,000	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金	590,942,000	670,485,000	△ 79,543,000	
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	442,000	498,000	△ 56,000	
肥料価格高騰対策事業	2,207,595,000	4,788,845,000	△ 2,581,250,000	
肥料価格高騰対策事業	1,782,840,000	3,919,892,000	△ 2,137,052,000	
肥料価格高騰対策推進事業	32,166,000	28,976,000	3,190,000	
肥料価格高騰緊急支援事業(県)	392,589,000	839,977,000	△ 447,388,000	
国内肥料資源利用拡大対策事業	11,000,000	0	11,000,000	
国内肥料資源活用総合推進支援	10,000,000	0	10,000,000	
国内肥料資源活用推進事業	1,000,000	0	1,000,000	
合計	5,454,274,000	7,066,088,000	△ 1,611,814,000	



## 熊本県農業再生協議会規約等の一部改正（案）について

- 1 改正の理由  
事業の廃止・新設、事業名称の変更等に伴う改正

## 2 改正点

名称	改正内容等
1 規約	<p>○第4条（事業）の事業名称について、「施設園芸等燃油価格高騰対策事業」を「施設園芸等燃料価格高騰対策事業」に、「産地パワーアップ事業」を「産地生産基盤パワーアップ事業」に改める。</p> <p>○第24条（資金）の名称について、「施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金」を「施設園芸等燃料価格高騰対策事業推進費補助金」に改める。</p>
2 事務処理 規程	<p>○第3条（事務処理体制）【事務の区分】の事業の名称について「施設園芸等燃油価格高騰対策事業」を「施設園芸等燃料価格高騰対策事業」に、「産地パワーアップ事業」を「産地生産基盤パワーアップ事業」に、「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務」を「畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業」に改める。</p>
3 会計処理 規程	<p>○第4条（会計区分）の名称について「施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進事業会計」を「施設園芸等燃料価格高騰対策事業推進事業会計」に改めるとともに、「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業会計」を削る。</p> <p>○第8条（経理責任者）【事務の区分】の事業の名称について「施設園芸等燃油価格高騰対策事業」を「施設園芸等燃料価格高騰対策事業」に改めるとともに、「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務」を削る。</p>
4 文書取扱 規程	<p>○第5条（文書管理責任者）【事務の区分】の事業名称について「施設園芸等燃油価格高騰対策事業」を「施設園芸等燃料価格高騰対策事業」に、「産地パワーアップ事業」を「産地生産基盤パワーアップ事業」に、「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」を「畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業」に改める。</p>

「熊本県農業再生協議会規約」新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 米の直接支払交付金の推進に関すること。</p> <p>(2) 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の推進に関すること。</p> <p>(3) 水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。</p> <p>(4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に関すること。</p> <p>(5) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。</p> <p>(6) 対象作物の生産数量目標の設定に関すること。</p> <p>(7) 農地の利用集積に関すること。</p> <p>(8) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業の推進に関すること</p> <p>(9) 産地生産基盤パワーアップ事業の推進に関すること。</p> <p>(10) この他、地域農業を振興するために必要なこと。</p> <p>(略)</p> <p>(資金)</p> <p>第24条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金</p> <p>(2) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理</p> <p>(3) <u>施設園芸等燃料価格高騰対策事業推進費補助金</u></p> <p>(4) 県からの補助金・交付金</p> <p>(5) その他の収入</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1～23 (略)</p> <p>24 この規約は、令和5年 月 日に一部改正する。</p>	<p>(略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 米の直接支払交付金の推進に関すること。</p> <p>(2) 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の推進に関すること。</p> <p>(3) 水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。</p> <p>(4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に関すること。</p> <p>(5) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。</p> <p>(6) 対象作物の生産数量目標の設定に関すること。</p> <p>(7) 農地の利用集積に関すること。</p> <p>(8) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業の推進に関すること</p> <p>(9) 産地パワーアップ事業の推進に関すること。</p> <p>(10) この他、地域農業を振興するために必要なこと。</p> <p>(略)</p> <p>(資金)</p> <p>第24条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金</p> <p>(2) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理</p> <p>(3) <u>施設園芸等燃料価格高騰対策事業推進費補助金</u></p> <p>(4) 県からの補助金・交付金</p> <p>(5) その他の収入</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1～23 (略)</p>

「熊本県農業再生協議会事務処理規程」新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(事務処理体制) 第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。 【事務の区分】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長 (4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (5) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (6) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長 (7) 施設園芸等燃費削減高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (8) 産地生産基盤・パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (9) 畑作物産地形成促進事業及びびんメ新市場開拓等促進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (10) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 (11) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 1～18 (略)</p> <p>20 この規程は、令和5年 月 日に一部改正する。</p>	<p>(略)</p> <p>(事務処理体制) 第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。 【事務の区分】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長 (4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (5) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (6) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長 (7) 施設園芸等燃費削減高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (8) 産地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (9) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (10) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 (11) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 1～19 (略)</p>

「熊本県農業再生協議会会計処理規程」新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(会計区分)</p> <p>第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。</p> <p>(1) 経営所得安定対策等推進事業会計</p> <p>(2) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金会計</p> <p>(3) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業推進事業会計 (削る)</p> <p>(4) 肥料価格高騰対策事業会計</p> <p>(5) 国内肥料資源利用拡大対策事業会計</p> <p>(6) (1)から(5)以外の県からの補助金・交付金事業会計</p> <p>(7) その他の事業会計</p> <p>2 (略)</p> <p>(経理責任者)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <p>【事務の区分】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長</p> <p>(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 同上</p> <p>(3) 耕畜連携対策に係る事務 同上</p> <p>(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 同上</p> <p>(5) 農地の利用集積に係る事務 同上</p> <p>(6) 収入減少影響緩和交付金の積立金管理に係る事務 同上</p>	<p>(略)</p> <p>(会計区分)</p> <p>第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。</p> <p>(1) 経営所得安定対策等推進事業会計</p> <p>(2) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金会計</p> <p>(3) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業推進事業会計</p> <p>(4) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業会計</p> <p>(5) 肥料価格高騰対策事業会計</p> <p>(6) 国内肥料資源利用拡大対策事業会計</p> <p>(7) (1)から(6)以外の県からの補助金・交付金事業会計</p> <p>(8) その他の事業会計</p> <p>2 (略)</p> <p>(経理責任者)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <p>【事務の区分】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長</p> <p>(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 同上</p> <p>(3) 耕畜連携対策に係る事務 同上</p> <p>(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 同上</p> <p>(5) 農地の利用集積に係る事務 同上</p> <p>(6) 収入減少影響緩和交付金の積立金管理に係る事務 同上</p>

<p>(7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業の実施に係る事務 (削る) 同上</p> <p>(8) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 同上</p> <p>(9) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 同上</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 1～20 (略)</p>	<p>(7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業の実施に係る事務 同上</p> <p>(8) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 同上</p> <p>(9) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 同上</p> <p>(10) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 同上</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 1～20 (略)</p>
<p>(7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業の実施に係る事務 同上</p> <p>(8) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 同上</p> <p>(9) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 同上</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 1～20 (略)</p>	<p>(7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業の実施に係る事務 同上</p> <p>(8) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 同上</p> <p>(9) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 同上</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 1～20 (略)</p> <p>21 この規程は、令和5年 月 日に一部改正する。</p>

「熊本県農業再生協議会文書取扱規程」新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。</p> <p>【事務の区分】</p> <p>【文書管理責任者】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局農産園芸課長</p> <p>(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長</p> <p>(3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長</p> <p>(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長</p> <p>(5) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長</p> <p>(6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長</p> <p>(7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>(8) 産地生産基盤パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>(9) 畑作物産地形成促進事業及びビュメ新市場開拓等促進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>(10) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長</p> <p>(11) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 1～21 (略)</p> <p>22 この規程は、令和5年 月 日に一部改正する。</p>	<p>(略)</p> <p>(文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。</p> <p>【事務の区分】</p> <p>【文書管理責任者】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局農産園芸課長</p> <p>(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長</p> <p>(3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長</p> <p>(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長</p> <p>(5) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長</p> <p>(6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長</p> <p>(7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>(8) 産地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>(9) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長</p> <p>(10) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長</p> <p>(11) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 1～21 (略)</p>



## 令和4年度下半期内部監査報告書

熊本県農業再生協議会  
会長 宮本隆幸様

下記のとおり内部監査を実施しましたので、熊本県農業再生協議会内部監査実施規程第5条に基づき、その顛末を報告します。

令和5年4月10日  
熊本県農業再生協議会  
内部監査委員

(責任者) 小野寛史

徳永竜之助

## 記

## 1 監査人氏名

(責任者) JA熊本中央会 JA総合支援部 調査役 小野寛史  
JA熊本中央会 JA総合支援部 調査役 徳永竜之助

## 2 監査実施期間ならびに監査の範囲

年度	期間	監査基準日	監査の範囲
令和4年度	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和5年3月31日	熊本県農業再生協議会 の業務及び資金管理

## 3 改善を要する事項等

熊本県農業再生協議会の業務及び会計について監査を実施したところ、適正に処理されていました。

以上

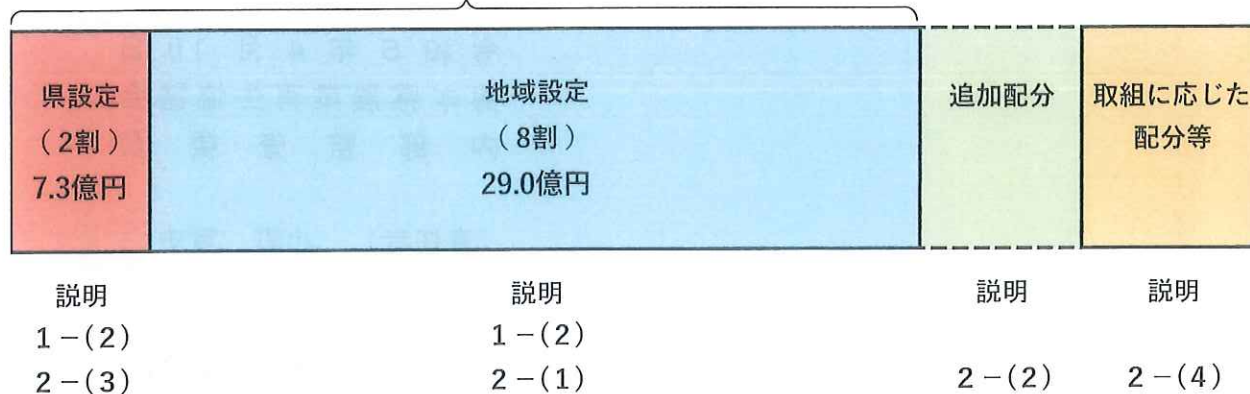
## 令和5年度産地交付金について

### 1 国から県への配分について

- (1) 令和5年度産地交付金の『当初配分額』は、3,629,355千円（令和4年度比100%）  
（令和5年度の産地交付金の当初配分について、国は令和4年度と同額で提示）
- (2) 令和5年度の当初配分の『県設定』は令和4年度と同じ2割で設定  
（『県設定』は最低限の〔2割〕に設定し、残り〔8割〕は地域に配分）

#### 配分活用のイメージ

当初配分 36.3億円・・・説明1-(1)



### 2 本県の【産地交付金】の活用方針

#### (1) 『地域設定』について

##### ① 『当初配分額』の配分方法

- ・国から県への令和5年度『当初配分額』については、令和4年度と同額で提示されたことから、『当初配分額』から『県設定』を除いた8割を各地域協議会へ配分。
- ・地域への当初配分割合については、各地域協議会で取り組むビジョンの達成に向けた継続的な取組みに支障が生じないように、令和4年度と同様の配分割合で各地域協議会へ配分。

#### (2) 『追加配分』について

- ① 『追加配分』については、原則、国の配分方法を参考に10月～11月にかけて、地域に配分予定。
- ② 国の配分方法が示されなければ、令和5年度の当初配分割合で配分。
- ③ ただし、戦略作物助成の状況等により国の残余がない場合、『追加配分』なし。

(3) 『県設定』について

① 『県設定』

- ・ 令和5年度は、『当初配分額』の2割の725,871千円で支援内容を設定。
- ・ 地域からの要望を踏まえ、令和4年度の支援内容を継続。

② 支援内容

番号	支援内容	対象作物	概要	単価 (10a 当たり)
1	担い手加算 (基幹・二毛作)	麦 大豆	戦略作物に積極的に取り組む担い手の集積や規模拡大のため、認定農業者等の作付けを支援	3,000 円
2	生産性向上加算 (基幹・二毛作)	米粉用米 飼料用米	多収品種の単収向上に向けた肥培管理を支援	5,000 円
3	安定供給助成 (基幹・二毛作)	加工用米	県内を中心とした需要者との安定取引を推進するため、複数年契約に基づく作付けを支援	10,000 円
4	水田高度利用 加算 (二毛作)	麦、大豆 飼料作物 そば、なたね	農業所得の確保のため、水田の利用率向上に資する二毛作への取組みを支援(番号1担い手加算との重複不可)	3,000 円
5	高収益作物作付 加算 (基幹)	高収益作物 (野菜等)	農業所得を向上させるため、高収益作物の作付けを支援	3,000 円

(4) 『取組に応じた配分等』について(配分時期は10～11月の見込み)

① 『取組に応じた配分』の支援内容

番号	取組内容	配分単位	備考 (10a 当たり)
1	そば、なたね、新市場開拓用米の作付け(基幹作)	そば、なたね、新市場開拓用米の作付けに応じて配分	20,000 円
2	新市場開拓用米の複数年契約(3年以上)	令和5年産から新たに結んだ3年以上の複数年契約面積に応じて配分	10,000 円
3	地力増進作物の作付け(基幹作)	令和4年度及び5年度の地力増進作物の作付面積と、水稻の減少面積を勘案し、地域協議会に配分	20,000 円

